

文教厚生常任委員会記録

日 時 令和6年10月16日（水曜日）13時23分～15時33分

場 所 オロちゃんランド、議員控室

出席者 阿部委員長、磯野副委員長、平山委員、舟見委員、村上委員、村田議長
大平町民課長、富樫町民生活係長、高野環境衛生係長

オブザーバー 小寺議員、工藤議員、金木議員、逢坂議員、佐藤議員

事務局 渡辺局長、嶋元係長

（現地調査 13:23～13:40）

阿部委員長

それでは、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の調査案件については、1つ目が先ほど現地視察をしてきましたけれども、公園管理事業及び児童遊園地管理事業について、2件目が住宅改修促進補助事業について、3件目はその他となっております。

それでは、町民課の担当課のほうより説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1 公園管理事業及び児童遊園地管理事業について

担当課説明

説明員 大平町民課長、富樫町民生活係長

大平町民課長 13:54～13:54

お疲れさまです。本日、先ほど今委員長からございましたとおり調査事項2件と、あとその他といたしまして当課のほうから説明をさせていただきたい案件3件ございますので、よろしくお願いいたします。

説明につきましては、それぞれ担当の係長より説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

富樫町民生活係長 13:54～14:01

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。こちらの資料に基づいて説明し

ます。

まず、1つ目、公園管理事業と児童遊園地管理事業ということですが、まず(1)、公園管理事業、アの農村公園、オロちゃんランドにつきましては、平成13年8月に開設して以来、町内で今では唯一複合遊具を設置する公園として管理のほうを行っているものとなります。築山のほうには複合遊具が2基、それからトンネル、スロープなどがございます。それから、広場にはブランコ、それから先ほど見ていただいた今年更新した幼児用の複合遊具1基、あずまや、休憩用ベンチ、バスケットコート、水道設備などのものを設置しております。遊具と施設につきましては、毎年1回、劣化点検業務というものを専門業者のほうに委託をして実施しておりまして、その点検結果に基づいて劣化度、緊急度の高いものを優先的に翌年度予算措置をして計画的に修繕等を実施しているというところであります。オロちゃんランドにおける令和6年度の主な事業ということで、先ほど見ていただきましたけれども、農村公園遊具更新等工事ということで、内容は幼児用複合遊具の更新、野外卓、それからテントシェルター4基の撤去、事業費につきましては1,035万1,000円、工期につきましては4月の5日から7月の25日までの間で実施をしております。また、令和7年度以降に検討する事業ということで、これも先ほど現地で説明させていただきましたけれども、予算ですとか財源等との兼ね合いにはなりますけれども、暴風ネットの単管柱を修繕したりですとか、木製ベンチを必要に応じて更新したりということなど必要に応じて予定していきたいと考えております。

次に、イのレストパークはぼろについてですが、この公園につきましては旧羽幌駅跡地に緑と水と遊びの広場ということで平成2年8月に開設したものとなります。現在につきましては、木製遊具は既に撤去済みとなっております、遊水路につきましても通水できない状態となっております。また、公衆トイレにつきましては老朽化、それから利用状況も踏まえまして昨年度、令和5年度に閉鎖、用途廃止済みとしております。なお、芝生広場につきましてはイベント用地ということで、年に1回程度活用されているほか、小学生の遠足、それから近隣住民の散歩などに利用されているということで、草刈りですとか、危険、不要な立木の伐採など必要最低限の維持管理を当課のほうで行っているというものとなります。

続いて、(2)、児童遊園地管理事業ということについてですが、まずアの位置づけということで、児童遊園地については専ら児童が利用する公園で、地域の児童の健全育成を図る目的を持って地域の方々と行政が協働により設置しているという位置づけのものとなります。草刈りなどの維持管理については、原則として町内会等が行っているほか、町内会等からの要請を受けて随時老朽化した遊具の撤去を行っているというものです。ただ、遊具の撤去後については管理面等々から、児童用の遊具については農村

公園、オロちゃんランドのほうに集約していくということとして、児童遊園地のほうには新たな遊具は設置しないという方針としております。

続いて、2ページのほうに行きまして、イの児童遊園地（遊具）設置状況ということで、現在町内には市街地区に10か所、うち遊具を設置しているのは6か所、焼尻地区にも1か所、うち遊具設置は1か所、児童遊園地が設置されておりまして、公園個々の説明までは省略しますが、設置されている遊具等々につきましては以下の表のとおりとなっております。

また、市街地区における児童遊園地の位置図、につきましては別紙でつけてありますこのA3判のカラーの資料のとおりとなっておりますので、こちらも参考に御覧いただければと思います。このカラーのものの図面でいけば、黄色で色がけしている公園には遊具がある、現状では。それから、緑の部分につきましては、遊具は今では設置していないということで、例えば左上のナンバー2、つつじヶ丘遊園地につきましては、これは今年、今年度の春までは遊具あったのですが、かなり老朽化していたというようなこともあって、地域の方からも町内会からの要望もあって今年度撤去したというものとなっております。

もとの説明資料にまた戻りまして、2ページ目の下のほう、表の下にあるのですが、ウの遊具の点検等ということで、児童遊園地の遊具については本年度オロちゃんランドの遊具の点検の際に専門業者にちょっとお願いをして一斉点検を実施しております。実態としては、今まではそれぞれの遊具というのは専門業者のほうでは点検はしてもらっていなかったのですが、今年度早々にそういったつつじヶ丘遊園地の部分の遊具が古かったというのもあったので、このたび1回見ていただいております。まだちょっと点検結果は全て出ていないのですが、一緒に回っている中で、やっぱりおおむねの遊具はかなり古い、かなり危険なものが多いというようなことで、今後はこの点検結果も踏まえながら、もし修繕が可能だということについては、全くなくなるというのもちょっと寂しくなるので、修繕できるものはしていきたいなとは思っておりますけれども、それも金額によるかなと思います。修繕により対応したり、劣化がもう本当に著しくて修繕が不可能な危険な遊具については管理する町内会とも協議した上で使用禁止の措置を取っていったり、もしくは順次撤去を進めていこうというふうに考えております。

まず、1つ目の公園管理事業及び児童遊園地管理事業については以上となります。

阿部委員長

それでは、担当課より説明をいただきましたので、これから質疑に入りたいと思いま

す。質問、答弁の際は挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:01～14:33

磯野副委員長 先ほど見てきた中で、オロちゃんランドですけれども、単管の部分で、ネットも風で飛ばされてしまうという、単管もきちっとコンクリで基礎を打ってということなのですからけれども、これ修繕というのが並んで修繕と書いているのですけれども、どうなのですか。かなりさびてきている、緊急を要するのかなどうか聞きたいですけれども。

富樫係長 単管については、近くへ行って見ていただければ本当は分かりやすかったかもしれないのですけれども、かなりさびてきています。ただ、随時もう本当に折れかかっているものについては業者さんのほうで修繕で取り替えてもらったりしていますので、見た目ぱつとよっぽどひどいなというものは今現状ないかもしれないのですけれども、つけたのも同時期ですので、さびてくるのもほぼほぼ多分同じ時期だろうというふうに考えられますので、一番下の段だけでいいのであれば、上2段は正直言って要らない。支えをかなり多く取っているのですけれども、それも上2段がなければ、ほぼ必要なくなってくるというようなこともあるので、その辺をちょっと抜本的に不要な部分は撤去をするということもちょっと金額、修繕費用との見合いにもなるかもしれないのですけれども、そこまで急いで今やらなければ倒れるだとか倒壊するというほどのものではないというふうに思っております。

磯野副委員長 劣化しているものは修繕ということですからけれども、そういう基礎を打ってそこに技術的なことは分からないのですけれども、それは交換って可能なのですか。がっちりしたもので、切って、ちょっとイメージとして分からないのですけれども。

富樫係長 柱自体は、本当に基礎に入っているんで、基礎自体を抜かない限り、そこを替えるということはなかなか難しいのですけれども、本当の根元が腐っていると、恐らくそこで切るか、もしくは基礎ごと撤去するという形しかないかなと思うのですけれども、まだそこまではないとい

うところす。

磯野副委員長 もう一点、話しした中で木製のベンチだとか遊具なんかでも以前は観光課の所管であって、そのときはブルーシートで囲ったというのですけれども、今後、町民課のほうにはなったのですけれども、町民課としてやはり長もちさせるためには冬期間ブルーシート、せっかく新しくしたのだからという考え方というのはどうなのでしょうか。

富樫係長 遊具に関してですかね。遊具については、全面的にちょっとブルーシートを張るには形状がなかなか難しいので、もともと築山にある遊具自体にも冬囲いというのはしていないのです。ただ、今回新しく設置した中でパネル部分が横にあるのですけれども、業者さんのほうからもそれだけはもしできたらブルーシートでかぶせたほうがいいよというようなアドバイスもいただいていますので、でき得る範囲の中でやろうかなというふうには考えています。

磯野副委員長 ベンチのほうはどうか。

富樫係長 ベンチのほうは、ちょっと私も今年度から来たばかりなので、昨年どうしていたかというものははっきり言ってあれなのですけれども、ただしばらくの年数、冬囲いはしていないものだというふうな理解をしています。あれ自体つけるのもなかなか労力も要るので、その辺ちょっとできるかどうか協議もしながら、可能であればしていきたいというふうには考えています。

磯野副委員長 よく見ていなかったのですけれども、あれは例えば取り外せるものだったら、どこかに冬期間持っていってしまうということも可能かなとは思ったのですが、あれは取り外せない。

富樫係長 一応基礎に全部ボルトで止めているので、従来やっていたときもそこにブルーシートでロープで縛りつけて冬囲いしているというような状況です。

磯野副委員長 もう一点、さっき草刈りの管理が町民課になったので、機械のことでという、そこまでしか私は聞いた話、聞き取れなかったのですけれども、今後例えばそういう作業効率をよくするために機械の更新だとか何とかということは、計画の中には入っていますか。

富樫係長 今現状は、ちょっと課をまたぐのですけれども、社会教育課のほうで乗用タイプの芝刈り機に乗って大幅な部分というのはやっけていたという形です。それ以外の際だとか、築山の上だとか、そういった部分は手刈りでやっているような形になりますので、その部分の更新、町民課で管理している部分の機械の更新というのは特別必要ないのかなと。ただ、社会教育のほうで公園全体の管理を草刈りをする中で乗用タイプの草刈り機を更新したりということは、もしかしたらあるのかもしれないのですけれども、我々はちょっとそこまでは把握はしていないというものです。

磯野副委員長 それから、レストパークの危険、不要な立ち木の部分なのですけれども、最近テレビなんかでも見て、突然木が倒れたとかということがあったのですけれども、それほどレストパークの木、古いとも思えないのですけれども、その辺の確認はされているのでしょうか。

富樫係長 実は今年、去年もそうなのですけれども、今年は6本程度と。そのうち1本はかなり大きい木で、かしがっているような木が実はあって、本当に強風が吹いたときに、もしかしたら倒れるかもしれないというような木があったので、それは撤去、伐採したのです。それ以外に、あの周辺の町内の方々からも特に落葉の時期、かなり葉っぱが落ちるというような木が実は何本かあって、それをどうにかならないかなというような相談も実はあって、その古くなっている、確かに古い木ではあるのですけれども、そういった部分の影響も考慮して、必要なくなった木については一緒に伐採していつているというような形です。

磯野副委員長 個人的な意見として言わせてもらおうと、せっかくある木を切るというのは、なぜかという今これだけいわゆる気温が上がってきて30度を超えている。熱中症おきたときに、さっきのレストパークもそうだけれども、

オロちゃんランドもそうだけれども、木がないと全く日陰がない。多分木があつて木陰になると、これはいろんな説があるのですけれども、温度差で10度ぐらい違うのだという説もあるのです。やっぱりせっかく子供たちが行ったときに、熱中症などを心配すると、僕は無理して切らなくても木があつてくれたほうが公園としては子供たちも楽しいかなという思いです。

富樫係長 委員おっしゃるとおりかなと思います。むやみやたらに全部の木を切っているというわけではなくて、本当にその中で一番ちょっと影響あるだろうという木だけを選んで伐採しているというようなことですので、特に倒れそうなものは当然切っていかなければならないのですけれども、それに加えてちょっと別な要素でも切っているものはあるのですけれども、あとはもしくは歩道にちょっとはみ出ている木、オンコあるのですけれども、それもちょうと枝を切ったりだとか、そういう程度で委員おっしゃるようなむやみやたらに全部切るとか、そういうようなことは特別考えてはいません。

磯野副委員長 2番目の児童遊園地の管理なのですけれども、町内会のほうからいろいろとあるのでしょうかけれども、撤去してくれという意見と残してくれという意見というのは両方あるというふうに理解していいのでしょうか。

富樫係長 おっしゃるとおりだと思います。残してほしいという意見も当然あるし、何もなくなると寂しいなという、確かに見ていて思うのです。ただ、本当に危険な遊具を置いておくことによって、もしそれで何かけがをした子がいたときに、誰が責任を取るのだというところが一番やっぱり考えなければならない点なのかなというふうに考えています。ですので、そういった部分は理解を得ながら、話し合いをしながら、当然町内会でも話ししてよというふうに持ちかけてはいるのですけれども、行政が一方的に撤去するということはしないように、ただし危険なものについては、こういう点検結果に基づいて使用できないのだよというようなことはしていきたいなというふうには思っています。

磯野副委員長 多分それは十分承知だと思うのですけれども、今後のいろんな形で考え

方として廃止するとかなんとかとなったときに、やはりその地域にどのぐらいの子供がいるのかということも十分調査しなければならないと思うのですけれども、その辺はどのような理解でありましょうか。

富樫係長 現状その公園に何人ぐらいの子が遊んでいるのかという調査、実はそこまでは当然していないのが実態で、ただ一番知っているのは町内会の方ですとか管理されている方々なのかなと思っています。今回点検するときにもやっぱり管理されている方は見と一緒に来るので、そのときにいろいろ意見交換というか、話を聞いたり実際にしている中では、いや、実はこの遊具、古いのだけれども、それは分かっているのだけれども、これ一番遊びに来るのだよなという話だとかというのは実際あります。ただ、それで遊ばせていたときに何か本当に重大な事故が起きてしまったからでは遅いかなというようなこともあるので、そこを理解していただいた上で、やっぱり撤去するものだとか、使用禁止にするものだとかというのはしていかないと、放置していることこそがよくないことなのかなというふうには認識しています。

磯野副委員長 最終的に例えば町内会の人がもう遊園地としてはいいのだと言ったときに、町有地ですからね。せっきくの土地なので、ではそこを雑草でぼうぼうにしておくのかという、ただただ草刈りで管理するのかという考え方と、いや、せっきくなので、町民のために何らかの有効活用をしなければならないということも出てくるのだらうと思います。その辺、町民課としては、もしそうなった場合の有効活用とかというのはどうですか、考えとしては。

富樫係長 だっ広い、何もないというところを管理していくのもなかなか実際のところは大変なのかなというふうにも思っています。川北の1つ公園があったところが昨年、町内会でも管理し切れないというふうな話になって、昨年タイヤとか、あるものを全部撤去して、今年度になって財務課のほうに所管替えという形をして、住宅用地というような形で今出していると思うのですけれども、販売というか、というふうな活用、町内会自体はもう管理できないというところですので、そういった形で有効活用というのはされているのかなというふうには思います。それがどん

どん進んでいくかという、なかなかそうもいかないかもしれませんが、全く何もなくても遊べる部分もなくもないので、ちょっと用地は多少広い原っぱがあるだけでも遊べる場所もあるので、全部が全部そういうふうに転用をかけていくという気持ちは特別ないですけども、使えるようなところはそういうことも1つ考えられるのかなというふうには思います。

村田議長 今のちょっと関連なのですけども、そういう児童遊園地があって、避難場所とか、そういうところになっているところというのは実際的にはあるのですかね。

富樫係長 現状、避難場所、屋外の避難場所になっているところは、ちょっと突き合わせしている感じではないのですけれども、なかったと思うのですけれども、もしかするとナンバー8に書いている天理教のところ、遊園地ってあるのですけれども、ここのところがもしかしたら、集会所にもなっている、避難所になっていて、その外が避難場所になっているところとはもしかしたらあるかもしれないのですけれども、あまり理解の中ではないかなというふうに思います。

村田議長 もし避難場所になっていけば、やっぱりそこはそれでもし今言った転用して違うことに使うのであれば、やっぱりほかの場所でそういうことを見つけなければならぬという、頭に置いて当然いると思うので、それは確認しながら進めてもらえればいいのかって、ふと今やり取りの中で思ったので、関連で質問をしました。

本題、いいですか。2点ほどちょっと。まず、今年オロちゃんランドで劣化の点検業務、専門業者に来てもらって、それで児童遊園地も今年初めて一緒にしてもらったということなのですけども、金額的には多分羽幌の業者ではないような気がするのですけれども、幾らぐらいかかっているのかと、あと児童遊園地の遊具が劣化してきているというのはもう間違いないので、これからは毎年そういう点検をしてもらっていく考えなのか、数年に1回なのか、今回限りなのか、そこら辺の考え方を教えていただければと思います。

富樫係長 オロちゃんランドの遊具の劣化点検、点検料については委託料として25万3,000円かかっております。児童遊園地のほうも実はサービスというか、今回たまたま話をしたときに、どうせ来るので、一緒にやってあげますというようなことで実は今年やっていただいたのです。結果は、同じような形で出してくれるとは思うのですが、児童遊園地のほうについてはある程度今回のやつで判断はできるかなというふうには思っていて、毎年度やる必要性が恐らくないのではないかなというぐらい古いものが多いです、実は。なので、もう本当に使用禁止だとか撤去をお勧めしますというようなものがほぼほぼなので、それで例えば修繕して直せるようなものであれば毎年度点検する1つに入れてもいいのかなというふうには思うのですが、今考えている中では恐らくそういうもの、ほぼほぼ少ないのかなというふうな認識です。ただ、必要性があるものについてはオロちゃんランドと同じように点検の対象にしていきたいというふうには考えています。

村田議長 せっかく羽幌以外から点検業者が来てくれるということであって今私も多分サービスで頼んだのかななんて思ってお聞きしたのですが、そういう快い業者で、また何年かに1回お願いしたときに、いいですよと言ってくれれば、それはそれで町としてはいいのかなと思うので、そこら辺は上手に話し合いしながら進めていってもらえればいいのかと思っています。

もう一点が児童遊園地の2ページの中の施設の遊具等の種類の中に今でも砂場が3つ残っているのですが、昔これよく問題になって、キツネとか、そういうふんだとかいろんなもので、今はどういう形でこの3つが残っているのか。これからもそういう部分でいって、どういう考えをしていくつもりなのか、ちょっと聞きたいなと思います。

富樫係長 砂場は今記載のとおり3つあるのですが、この中でナンバー1の栄町の子供遊園地ですかね。ここは砂が若干まだ残っている部分もあります。なかよし遊園地、南町は本当に小規模な小さいもの、管理されている方が自前で用意してくれているような本当に簡易なものです。栄町の夕陽ヶ丘については、もう砂はほとんどないですよというようなもので、あるとしたら栄町の部分なのかなというふうなこともあって、過去にエ

キノコックスですかね。キツネだとか、そういう部分で衛生上よくないという話もあって、大分撤去が進んでいたというふうな話も聞いているのですけれども、現状こういった部分で残っている部分もあるので、これらも遊具の撤去だとか、そういった部分のときに、なるべくないほうがいいのかなというふうには思うので、砂場がある部分については潰していくというか、あっても子供たち遊ぶかという、今の子はなかなか遊ばないのかなというふうにも思いますので、そこはまたその町内会とも協議をしながら必要性に応じて潰すというか、撤去したりということも考えていきたいと思います。

村田議長 今の答弁で十分方向性も分かりましたし、今の現代っ子が本当に砂場で遊ぶかとなると、本当の幼児がちょっと遊ぶぐらいで、今言ったように病気とか、いろんな部分のほう心配するのかなというのがあるので、やっぱり今の方向、説明の方向性でいいのかなと思うので、ちょっと聞いた小さい個人の人が何か手入れしてくれているという部分に関しては、なかなか簡単に潰すということは言えないですけれども、そこら辺は上手にもめごとなく進めていただければいいかなと思います。

富樫係長 追加で、今の言った個人で用意してくれているという南町のところは蓋を閉めて、実は子供が来たら開けるような感じにしてくれている。そこは、結構手をかけてくれている人がいるのです。そういった部分が1つあるところです。

平山委員 オロちゃんランド、結構使用されている、先ほどの現地の説明ではいるということなのですけれども、ここは冬の部分では閉鎖するという形なのですけれども、今までずっと説明を聞いていて、各町内にある遊園地とかはもう全然冬も使えないというような感じで、前にも出ていたと思うのだけれども、全く冬場になると子供たちの遊び場がないという、この間も出ていたのです。その辺の何か考えてありますか。ごめんなさい。ちょっと違うかもしれないけれども。

大平課長 基本的には、うちのほうは公園という部分の管理という形でやっているものですから、直接どうしようというのは、なかなか僕らだと難しいの

ですけれども、そういう意見も昔からもいろんなところでは出ているのは承知していますので、その辺は子育て部門のほうともちょっと話をしながら、いいものは何か対応できるようにであれば、そこはまた検討したいですし、ちょっと今すぐ、公園だけのことしかやっていないものですから、ちょっと答弁できないのですけれども、今言ったようなご意見は前から聞いていますので、その辺ちょっと子育て部門のほうとも何かできないかという話はしたいと思います。

阿部委員長 ほかございませんか。(なし。の声) なければ、ちょっと私のほうから何点か確認したいと思いますけれども、まずは(1)の公園管理事業としてオロちゃんランドとレストパーク、オロちゃんランドについては先ほど現地視察しまして、その話の中でもごみが結構落ちているということで話に出ていまして、ちょっと自分も記憶ないのであれなのですけれども、以前はごみ箱があったのかなと。今はない状態ですけれども、もともとないものなのかどうなのか、その辺を教えてください。

富樫係長 本当に設置当初からどうかというと、なかなか記憶の中でしかないのですけれども、恐らく置いた経過はないかなって。ごみ箱はですね。とは思います。

阿部委員長 ごみ箱は置いてはいなかったということで、これでまた新たに設置するとか、ごみの収集とか、そういったいろいろな大変さも出てきますので、今後持ち込んだごみは持ち帰りましょうみたいな何か注意喚起等も必要なのかなとは思いますが、その辺、今後のごみ対策として何か考えていることがあれば。

富樫係長 今、委員長言われたとおり、周知なのかなというふうには思っています。ごみ箱を置いて解決するかというとなかなか、今度はごみ、何でもかんでも入れられてしまうというようなこともあると思いますので、管理の面からもなかなか難しいかなって思います。なので、学校程度の周知というのも含めて、そういった部分の利用の約束事みたいなものは考えていきたいなというふうには思います。

阿部委員長 ぜひ考えていっていただきたいと思います。オロちゃんランドもレストパークもたまに行けば、やっぱりごみが落ちているなどというのがどうしても目についてしまいますので、そういった対策のほうもお願いいたします。

あと、オロちゃんランドについては、新しい遊具のほうは視察として見させていただきましたけれども、山の上に建っている遊具で、ちょっと危険なところ、落下防止のためにネット等を張っているところもあるのかなとも思い、下のトンネルに上から入るようなところ、階段で。近年、特に聞いてはいないのですけれども、何かけがをした子がいたとか、そういった危険なことがあったとかというのをもし情報として入っているのであればお聞きしたいと思います。

富樫係長 今年度に限って言えば、特別そういったけがをしたとか、そういった話は特別連絡はない、把握はしていないと。

阿部委員長 そういった安全面のほうもかなり気をつけて、ネットも張っていましたので、やられているのかなとも思いますので、引き続きやっていっていただきたいと思います。

あと、次に（２）の児童遊園地の部分で、今年度点検を一斉にしている中で、ほぼ危険な遊具が多いのかなということでしたけれども、今後修繕して使えるものは使うということもありましたけれども、やはりちょっと自分としては今後児童遊園地という部分では、管理しているのは町内会ですよね。その管理している方がかなり高齢になられてきて、遊具の取り外しで何だりというのが大変だということも直接聞いたりもしていますけれども、そういった部分、今後町のほうとしてどのように考え、町のほうで全てを管理するとなると、また大変な業務にもなりますし、そういった部分も踏まえて今後その遊園地、公園の在り方というのも考えていかなければならないのだろうと思いますけれども、現時点どのように考えているかお聞きしたいと思います。

富樫係長 委員長言われるとおり、管理されている方々が本当に高齢化してきているというようなことで、本当に管理できないよって言うてくるのも時間の問題かなというふうにも本当に思うところもありますので、かといっ

て、ではそれを全て町で管理できるかという、現実なかなか難しいというふうに理解していますので、新たな遊具を設置できないという話もそこから実は起きているところでもありますので、そういった部分で実際のところ、では残っていく遊具がどれだけあるかという、かなり極めて少ない数なのかなというふうには思いますので、管理できないとなった時点でもう撤去というふうにならざるを得ないのかなというのが現実かなというふうに思います。

阿部委員長 分かりました。この件については町内会側、各町内会のほうとも話をさせていただきながら、今後どのように進めるかというのも決めていただきたいと思います。

私のほうからは、これで最後にしますが、先ほど平山委員のほうからも冬場の遊び場ということで、公園の管理ということだけでは町民課ですので、これ以上の質問は控えますけれども、やはりその町内の人方してみれば、公園があったときはよかったというような話も聞きますし、ただ子供の遊び方そのものが大分変わってきたのかなという部分もありますので、町民課としては公園の管理という部分で今後どのように進めるかというのを考えていただきたいと思いますし、また様々な意見等も出てくると思いますので、子育て関係では福祉課、あと社会教育課とか、いろいろな課がまたがっていますので、そういったところとも今後協議していただきながら公園管理プラス遊び場の確保といった部分でぜひ考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。答弁はよろしいです。

村田議長 今、委員長の関連で、管理人が高齢者という部分で遊具の管理とかが大変だというのは分かるのですが、このA3の写真を見ると結構誰かが草を刈ってきれいにしているところを見ると、ちょっとナンバー6は草もぼうぼうでというところもあるのですが、そういう年配者がなかなか管理し切れないという部分はあっても、やっぱり町内会なりで何かのときに草を刈ってくれるだけでも、やっぱりそこはそれで遊び場としてはゼロではないと思うので、そういうのは町内会にお話ししたり、あとは私、定年になったから、そういう草管理ぐらいはしてあげるよという人を見つけたりするのもやっぱり必要でないかなと思うのです。

そこら辺の方向性は、どのように考えているのでしょうか。

富樫係長 議長おっしゃるとおり、本当に地域で管理できるのが一番望ましい姿なのかなというふうにも思いますし、写真のとおり本当に管理されているところがほとんどです。草刈りに関しては、かなりまめにいただいているかなというふうに感じています。ただ、ナンバー8の天理教の遊園地だとか、ここも管理されている方いたのですけれども、ちょっとご高齢で体調も悪くてということで、今年度に関して言えば我々で草刈りしてきたのです。ただ、そこも地域の方で本当は代わりになる方がいらっしゃればいいのですけれども、そこを探していくというのも1つ、代わりになる方を探して本当は地域で管理できるのがいいかなとは思いますが、そういった部分を見つけながらやっていきたいなというふうには思います。

阿部委員長 ほかがございませんか。ないですか。(なし。の声) なければ、まず1点目の公園管理事業及び児童遊園地管理事業について終了いたします。
暫時休憩いたします。

(休憩 14:33～14:40)

阿部委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、2点目の住宅改修促進補助事業について説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 住宅改修促進補助事業について

担当課説明

説明員 富樫町民生活係長

富樫町民生活係長 14:40～14:51

引き続き、こちらの資料の3ページからご説明します。

2の住宅改修促進補助事業ということで、(1)の事業目的等ということでアの目的

については、住宅の改修を促進することにより、快適で良好な住環境の整備、町並み景観の向上及び町内建設産業の振興及び雇用の安定を図るというものとしております。

イの事業期間につきましては、令和6年度、今年度から令和8年度までの3か年の事業ということで、これについては交付要綱を時限措置により施行しているというところとなります。

続いて、(2)の令和6年度申請・交付決定等状況についてですけれども、アの申請受付期間ということで令和6年4月15日から7月1日までの2か月半で、イの登録事業者数につきましては17事業者で、その内訳は建築で6社、塗装で4社、板金6社、設備1社となっております。

それから、ウの申請・決定件数等（業種別）については以下の表のとおりとなりますけれども、合計のみ申し上げますと交付申請件数については44件、交付決定件数も同数の44件、交付決定後に事業廃止となったのが1件ありましたので、現在の交付決定件数については43件ということになります。また、この43件のうち9月末時点で完了しているのが24件、未完了が19件となっております。途中で事業廃止となった1件については、事業者の従業員の体調不良等があって人員不足になったということで工事ができなくなったというような理由で、事業者都合で申請者に断りがあったというもので、その後申請者のほうから他の事業者と同様に工事ができないかということで確認されたのですけれども、なかなか年度内に同じような工事ができるというところが見つからなかったというようなことがあって、交付決定した後なのですけれども、事業廃止の申請をいただいて決定としたものとなっております。

次に、エの工事内容・改修費用についてですけれども、建築については住宅の内部改修ということで、主に浴室の改修が多いです。外部につきましては外壁、屋根の改修が主となっていて、改修費用の総額については約3,735万円、続いて塗装については外壁や屋根の塗装となりますけれども、約3,278万円、板金につきましては屋根の張り替えで約1,289万円、トータルで約8,300万円の総事業費、いわゆる事業効果というか、となっております。

次に、オの予算・執行見込額については、当初の予算額が20万円掛ける40件分で800万円、補正予算額として5月の臨時会で補正させていただいたものですが、予備を含めて20万円掛ける15件分ということで300万円補正させていただいています。これを合わせて予算の現額については1,100万円ということで、55件分を見込んだ予算となっております。執行見込額については、先ほど説明しました交付決定件数が43件となっておりますので、860万円ということで、予算の残額見込みについては差引き240万円を予定しているというところとなります。

なお、5月に15件分補正をさせていただいた後に、現時点で12件分の残が見込まれるというその理由ですけれども、4月の15日に受付を開始して、その1週間後、4月22日の時点で今後の申請見込みが何件あるのかというようなことを登録事業者全てに対して確認しております。その時点では、既に申請されているものも含めて全体で50件の申請見込みがあったということで、その確認結果に基づいて、それプラスアルファ予備ということで5件を含めて不足する15件分を補正させていただきました。ただ、その後申請期間が終わる7月1日までの間で事業者から見積りはもらっていて、いざ申請しようとしたときに、実際は申請要件を満たさない建物であることというものが判明したというものが1件あります。これは、所有要件というか、本人または三親等以内の親族が所有する住宅である必要があるのですけれども、実はそうではなかったというようなものが1件ありました。これは、事業者は当然把握しようがないという部分で、実際申請しようと思ってようやく分かったというものが1件ありました。それから、特に離島地域なのですけれども、事業者の日程的な都合で対応が困難となったと。予定はしていたのだけれども、事業者の都合でちょっと受けられないといったものが3件ありました。それから、事業者から見積書は渡していたのだけれども、本人が今年はいいやということで申請しなかったものがそれが2件ありました。ですので、確認時点からこれらの理由で合計6件ほど減少したということと予備で見ていた5件まるまるなかったと。それから、途中廃止1件があったということで、これらを足して合計12件分の残額が見込まれるというものとなります。

続いて、4ページのほうに行きまして、(3)の令和7年度事業の案ということですが、これはあらかじめ、全てそうなのですけれども、理事者のほうとも協議をした中で提示させていただいているものとなります。アの申請受付期間につきましては、今年度ベースでいけば4月の15日から6月30日の2か月半となります。

イの当初予算要求予定件数、予算額については、あくまで予算なので、最終的に当然議会の議決を経て決定されるものとなりますので、現時点では町側の予算要求の考え方ということになりますけれども、本年度の実績も踏まえて、多少の余剰も含めて50件分の1,000万円の予算要求を現時点では予定しているということになります。また、本年度と同じ考え方にはなるのですけれども、もし仮に申請件数が予定件数を上回るというような見通しがあつたときには、適切な時期に予算補正により対応していきたいというふうに考えております。当然予算は青天井で幾らでもというわけにはいかないのですけれども、今年度を見ていると、その年やり切れる工事の件数を事業者自体それぞれが割と早い段階で判断されています。できないものについては、早い段階で断っているというものも見受けられましたし、本年度の件数がある意味それぞれ限界に近い数字なのかな、

件数なのではないかなというふうな、これが一気に100件、200件になるかという、なかなか町内に限定している以上、現実的には考えにくいのかなということで、おおむね50件前後が年間で想定される件数だというふうに考えられますので、原則申請要件に合致するものは対象として、予算不足による申請受付の打切りはしない方針としたいと現時点では考えているというところであります。ですので、抽せんも必要ないのかなというふうに考えていますし、町内登録事業者により、まず年度内の施工が可能だというものであれば補助金の対象となるというふうに考えていただければいいのかなというふうに思います。

続いて、その他、ウのその他ですけれども、来年度に向けてさらに利用のしやすい制度とすべく、今後利用者ですとか登録事業者に対してアンケート等々を取りながら、かつ本委員会等によるご意見等も参考とさせていただきながら、大幅な骨格を変える予定はないのですけれども、全て反映できるわけでもありませんけれども、例えば受付期間を延長するだとか、そういった部分、必要に応じて制度の見直しも随時図っていききたいというふうには考えております。実際、受付期間を2か月半というふうに定めているのは、要綱の中で規定しているのですけれども、このぐらいの時期までに見通しが立たなければ終わらない可能性があるだろうというようなことでこの期間にしているのですけれども、今年を見ていると割と大工さんなんかはある程度、春、夏、当初受けていたものを終わってから、もしかしてこれから冬場、受けられるのではないかなというのも実際にはあるみたいで、そういった部分、若干これ期間を延ばしてあげられれば、もしかしたらもうちょっと件数も増やせるのではないかなと。年度内に終わるものも増えるかもしれないというようなことで、それらはちょっと事業者の意見を聞きながらにはなるのですけれども、これを例えば7月、8月まで延ばすだとか、そういった部分もしてもいいのかなというふうには考えているところです。

住宅改修補助事業については、説明は以上となります。

阿部委員長

それでは、説明をいただきましたので、これから質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:51～15:16

磯野副委員長 この改修事業については、大変町民も喜んでいることだと思うのですが、やっぱりちょっと引かかるのは、業者都合でなかなかできな

いという部分が以前にもあったり、今回も事業廃止1件あったのですけれども、こういうのって何とか例えば翌年にするだとか、せっかく申請しても結局大工さんができないというときは、その辺の救済措置というのはどのように考えていますか。何かあるのですか。

富樫係長 基本的に羽幌町の制度としては補助制度ですので、では翌年対象にしますよとかということは、当然単年度の事業にはなりませんので、単年度、単年度で申請いただくというのが原則になるかなと思います。事業者都合でできなかったものということも当然あるかなと。いろんな事情、想定できますので、特に離島に関しては予定していたよりもなかなか時化が続いて行けなかったとか、もろもろあるかなとも思います。ただ、それに関して救済すると言っても、どう救済するのかというところもありますし、事業者による都合でもありますので、事業者と契約者といえますか、申請者間の話かなというふうには思っていますので、それで抽せんとか、そういう部分をしているわけでも、する予定もありませんので、当然もし今年度できなければ翌年度また申請いただくと。早めに事業者も都合を押さえていただくというのが一番いいのかなというふうには考えていますので、そういったことをやっていただくしかないのかなというふうには思っています。

磯野副委員長 特に離島の部分は、もうご存じだと思うのですが、なかなかやろうと思っても事業者に相談しても、いやいや、天売、焼尻は勘弁してと。その理由づけを宿泊場所がないだとか、いろんな理由づけされるのだけれども、結果的には断るための理由づけみたいな、確かに宿泊場所はないのだけれども、そうなると離島の人がこれを使おうと思っても、幾ら頑張ってもどこの事業者も受けてくれなかったらという部分が、離島の人からかなりその話は聞くのです。結局しょうがないから留萌の業者に頼もうか、旭川の業者に頼もうかという話になってくるので、せっかく設けたこの町のいい補助制度がそういう形で使えないということになると、やっぱり離島というのはかなりハンデがあるのかなという気はするのです。何とかそういう救済措置というか。

1つ、今の登録業者ということなのですが、その辺の登録業者という基準はどういうふうになるの。ということは、島にもいわゆる大工

さんという人はいて、結構島の人たちはその大工さんに頼むのです。だけれども、結局登録業者でないと、なかなかその補助制度にならない。でも、一番当てになるのは島の大工さんなのでという思いが島の人はあるので。

富樫係長 委員おっしゃられた島の大工さん、多分数名いらっしゃると思います。その方々も実際登録いただければ、登録事業者になり得る方々だと思います。実際は市街地でも別に会社組織にしているわけでもない、個人でやられている方も実際登録されて事業をやられている方もいらっしゃいますので、登録をまずしていただければ対象になるかなと思います。

磯野副委員長 その登録の部分の基準というのは、僕もよく分からないのですが、要するに町のほうに申し込めばいいということなのですか。それとも、何らかの資格があつて、そうしないとということなのでしょうか。

富樫係長 基本的になりわいでやられていれば登録できる。資格云々というのは、金額によって建設業法の資格が必要な部分もあるので、その金額に満たなければ、そういった部分の資格は必要ありませんので、当然それ以下の金額で工事をやられている個人の大工さんという方もいらっしゃいますので、その方と同じ扱いなのかなと思います。

磯野副委員長 例えばそういう人たちが、例えばその登録の中に、資格の中に羽幌町の建設協会に入っていなければならないとか、そういうことはないというふうな理解をして。

富樫係長 ないです。

磯野副委員長 登録事業者の17事業者で設備が1件しかないというのは、羽幌町は結構3件か4件あるかと思うのですが、その辺はどうなの。

富樫係長 案内は、建設協会さんですとか商工会さん等々から関係業者さんには案内はしているのですが、実際設備屋さんが入るのが下請で入ることがほぼほぼなのです。なので、たまたま今回1件登録された業

者さんは、ちょっと見込みが1件実はあった。ただ、これ下請で入ることになったから、結局自分が受けることはないということで実績はないのですけれども、登録はされたということで、実際対象になるような設備屋さんは何件もあるのですけれども、直接請け負ってやるような工事がなかなかないので、登録はされなかったということかなと思います。

村田議長 3ページのウの決定された件数のうち、まだ完了していない未了の部分で建築と塗装と板金とあるのではすけれども、ちょっと塗装の部分に関して質問したいのですが、建築だと先ほど言ったように冬の間も内装だとかできるでしょうし、問題は塗装がまだ10件、9月末現在で10件ということだと、恐らく塗装だと11月中ぐらいまでが目いっぱい、あとそれ以上になると塗装を変えて速乾性にするとか、あまりだんだんよろしくないような状況にはなってくると思うのです。私も詳しいことは分からないですけれども、多分。それで、ちょっと聞きたいのですけれども、この今現在で何件、もし分かっていたらと、きちんとお願いした方のうちがきちんといい状況で終われるのかどうなのか。そういうのは、確認したり、進捗状況とか、そういうことの確認というのですか。そういうのはしているのかどうなのか、ちょっとそこら辺が分かれば。

富樫係長 議長が言われたとおり、本当に塗装の関係でちょっと不安があるところが実はあるのです。件数をかなり多く請け負っている中で、ちょっとけが等々もあって、なかなか思うように進んでいなかったという事業者もあったものですから、ちょっと9月の段階でまだ着手もしていない、着手届けも出されていないところについては、1社ずつ全て進捗状況を出してくれということで一斉に確認を取っています。9月の段階で、ではこれからどうやってやっていくのだと、いつ時期にここをやるのだというようなことを一式出していただいて、今後についてはそれに基づいて、それも具体的に10月の18日からやりますみたいのところまでは出させてはいませんが、上旬、中旬、下旬ぐらいをめどで、めどをつけてくれということで、進捗管理をしていかなければならないというふうに思って、そういった形でやっています。現状それを取った中では、予定どおり進めていっているというようなところなのですけれども、これからの気象条件等々にも当然塗装に関してはあるものですから、最後まで

終わることを望んではいますけれども、当然進捗管理も常々というか、半月に1回とか、それぐらいずつちょこちょこ確認をしながらしていかないとかならないかなというふうには思っていますので、そういった形で管理していきたいなというふうには考えます。

村田議長 今かなりシビアに管理をしているのだなというのは分かりました。あとは、今言ったように天候で雨が多かったり、早く雪が降ったりということだと思うように進まない。かつ、どうしても1件無理だとか、そういうことが起きないとも限らないと思います。そうなったときには、どういう方向で事業者とお願いした人、どういうふうにして進めていくのか、考えがあれば。

富樫係長 今時点では、そうならないようにしてくれというふうにはしか言えないですけれども、もしなったときに関しては、どういった理由でこういうことが起きたのかと。登録する際に誓約していただいています。請け負ったものは、全て今年度内に当然終わらせますというようなことで誓約いただいています。ただし、それに関する罰則というのは設けている制度ではないので、ではそれを守らなかったからという、何かペナルティー与えられるかという、そうではないです、実は。だけれども、やっぱりこういった部分で、ほかの事業者へもやっぱり波及すると。当然請け負った人と頼んだ人との間の問題にはなるとは思うのですけれども、ただやっぱり補助金も活用しているというようなことでもありますので、ペナルティーまでは行かないかもしれませんが、それ相応の理由と必要な手続というのですか。当然廃止手続というのが必要になってくるのですけれども、というのは提出していただいた中で、今後そうならないようなこともヒアリングしながら進めて、来年度同じようなことにならないようにということで、再発防止という部分も含めて協議していきたいなというふうには、個別にですけれども、考えています。

村田議長 私も塗装の関係は、やっぱり天候に非常に左右されますし、今係長が説明したとおり、ならないことを祈っているのですが、ちょっと厳しいのが1社あるのかなというのも分かりますし、ペナルティーないのはないでいいですし、それから先ほど来年から見直して受付を2か月というふ

うに絞らないで、建築なんかだったら冬もできるということはあるのでという、随時受付という。そういうのでいくと、例えば塗装業は最初は3件だったけれども、今年天候がよくて、まだもう1件、2件やれるとといったときに、また随時受付という形を取っておけば、逆にそういうやりやすくなる、规则的に。2か月で絞ってしまうと、今言ったように5件も6件も取ってしまっただけで、今言ったようにけがですとか、そういたりしてなかなか仕事が進まなかったという天候もあるでしょうし、理由はいろいろと出ると思うので、そこら辺をやっぱり受付期間の見直しというのは、私も先ほどから聞いていて必要なというふうに思ったので、なるべく使い勝手のいいように変えていただければいいのかなと思います。

富樫係長 まさに今議長言われるとおり、春先に一気に多くの数を受注して申請してくるところが多いのです。ですので、ある程度その段階で恐らくまだ見通して考えづらい中だけれども、やっぱり予算を取るために申請してくるものです。なので、そこを本当に随時受付みたいな形にしてあげること、業者さんも無理のないような受注をするのではないかなというふうにも実は思うところもあるので、意見も聞きながらにはなるのですけれども、申請期間を延ばしたらどうかなというふうなことはちょっと思っているところかなと思います。

村田議長 よろしく、使いやすいようにお願いいたしたいと思います。

平山委員 塗装についてなのですが、21件申請されたうちの10件がまだ完了していないということで、ちょっとこの塗装事業者、何件あって、この10件（4件って書いてある。の声）どこに。ああ、そうだね。この残っている、10件がまだできていないというところに関しては、この塗装業者の何件。

富樫係長 4件、塗装業者、登録業者あります。うち1社がまだ8件終わっていない。もう一社が2件終わっていない。これは、9月末現在ですので、今現状10月の中になってきていて、ここ数件は改修されてはきています。ですので、今時点ではこういう数字ではないのですけれども、9月末の時点ではそういった数字でした。着実に減ってはきているというもので

すけれども、現時点でも5件完了していないなというところが1社あるかなと思います。あとは、ほぼほぼ予定どおり進んでいるという感じかなと捉えています。

平山委員 今内容を聞いてびっくりしたのだけれども、その1社についてはアクシデントがあったということで、多分できなかったと思うのですけれども、要するに使う人、町民、事業をしてもらう。せっかく頼んでいるのに、これだけ残されて、また今年できないとかってなってしまうと、私は本当にこの制度を使っていく中で、もう少しちょっと、さっき受付の期間とかもいろいろあるでしょうし、やっぱりその辺をもう少し見詰め直してというかな。町民に負担、迷惑かけないようなやり方というか、これが私もし自分だったら、せっかく補助を出してもらうのが通ったのに、ええ、今年できない、そうしたらまた来年度改めてまた申請という形になりますよね。やっぱりそういうこともちょっと考えていったほうがいいのかなと。何がいいのかは、ちょっと分からないのですけれども。

大平課長 まず、先ほど来出ている行政側で何とかなるもの、受付期間をもう少し柔軟性を持ってやるという部分は、うちのほうで結構考えて、いろんなお話を聞きながらやっていけると思うのです。ただ、どうしても業者さんのほうの都合という部分でいくと、当初出てくる本当に想定しなかったトラブル、これについては仕方ないと思うのですけれども、申し訳ないのですけれども、業者さんのほうも1年間、プロですから、羽幌で仕事をやるときに自分の仕事はここまでできる、これ以上は無理だというのは持っていると思うのです。なので、先ほどうちの係長が言いましたけれども、春先に取りあえず取ってしまいたいというのも分かるのですけれども、ちょっと考えていただければ、自分のところでやれる仕事というのは年間これぐらいしかできないなというのはあると思うので、そこはまだ業者さんは業者さんのモラルで、きちっとできる部分まででやっていたかかないと、先ほど平山委員が言ったみたいに、せっかく頼んでいるのに今年できないのってなってしまいますから、そこはどっちかと言ったら行政ではなく業者さんと発注されている町民の方の話合いになりますから、そこはやっぱりちょっと業者さんのほうも考えていただいて、どう考えてもできないものを取られてしまっても本当に町の方に

迷惑がかかるので、そういったことがあって一旦これが終わってしまったという経緯もあるものですから、そこはちょっと業者さんのほうも考えていただいて、取れる分だけでまずやっていただく。あとは、うちのほうでできる募集期間をもしかたら延ばしたほうがいいということであれば、そこはうちのほうで何とかするということになるので、うちがうちでできることをやりたいと思いますし、申し訳ないのですが、業者さんのほうも業者さんとしてのモラルで、いろいろ仕事を取りたいのはあるかもしれませんが、そこはきちっとしていただいて、行政も業者さんも町民の方も3者みんながいい制度だなという形にしていかなければならないと思いますので、そこはちょっとうちのほうからも業者さんのほうにもお話ししますが、なるだけ本当にせつかくあてき上がった制度なので、みんながいい制度だねとなる形にしていければいいなと思っているので、ちょっとそこはご理解をいただければと。すみません。

阿部委員長 ほかがございませんか。ないですか。(なし。の声) それでは、私からお聞きしたいと思いますけれども、今村田議長、平山委員からもありましたけれども、事業者の都合で今完了していないということで、自分もこういった業界にいますので、どういった形でいったらいいのかなというのも十分わかります。ただ、補助申請をした町民の方にしてみれば、ちょっと心配なところもあるのかなとも思います。そもそもその制度の中で例えば事業者の変更とか、そういったのはできないのかどうなのか。

富樫係長 事業者の変更は可能です。あくまで申請時というのは予定業者ですので、ほかの業者にとって代わっても別に何ら問題はない。ただ、事業費さえ100万円以上税抜きであれば対象になるということです。事業者がどこであろうと変更も可能だというふうに思います。

阿部委員長 分かりました。変更可能だということです。あとは請け負った業者で補助申請する。町民ですよ。そこのお互いのやり取りの中で話をさせていただき、信頼関係というのも当然お客さんと請負業者でありますので、そういった部分、町がそこには関与することはできないですが、そういった部分も何かの機会に今後こういったことも可能です。

というのも広めていくのも1つかなとも思います。

もう一つ、(3)の令和7年度の事業案ということでありますが、50件ということで町民の方もかなり気にしている部分で、また来年はどんな感じなのだろうという話も聞こえてきますし、先ほどから出ている受付期間の延長も考えているということで、自分も建築のほうに携わっていて、町民の方からも4月、5月に住宅を改修したいということで、自分は建具屋なので、大工仕事のほうでどこかないかみたいな問合せも何件かあって確認したら、やはり短い期間で請け負おうとしているから、もう忙しくて今年は無理だということで何件か断られて、それを町民の方に伝えた経緯もありますので、受付期間を長くすることによってまた変わってくるのかなとも思いますし、あとこの制度自体、久しぶりに復活したということで、かなり町民の方も今年度に限っては何かんだ今年はみたいな感じで申請した経緯もありますけれども、今後周知の部分で、当然予算は通らないことには町民課としてはできない、行政側としてはできないということで、こういった案は議会だより等々に載せることはできますけれども、正式な周知の部分、今後予算が通ってからですけれども、様々な媒体、4月号になるか、予算が通ってからだと。広報はぼろでいけば、載せれるとしたら。となりますと、受付期間が長くなれば、その分対応しやすくはなると思いますけれども、やはり春先の仕事を取るという建築業者さんのことを思えば、周知の方法もしっかりとやっていく必要があると思いますので、その辺について現時点、考えていることがあればお聞きしたいと思います。

富樫係長 あくまで周知できるとしたら、当然予算を取ってからというのが原則になるかなと思いますので、その前の時点で公に何件、幾らということは当然言えないので、なるべく速やかに予算の整った段階で周知を始めて、なるべく効果のある方法でできればいいかなというふうには考えています。

阿部委員長 ほかがございませんか。(なし。の声) なければ、2件目の住宅改修促進補助事業について終了したいと思います。
次に、3件目のその他、これは3つ一遍に説明してもらって、質疑は1つずつやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 その他

説 明 員 富樫町民生活係長、高野環境衛生係長

富樫町民生活係長 15:16～15:20

では、まずその他についてということで、その他の1つ目ですけれども、(1)、集会所の廃止についてですけれども、今年度地域から廃止、解体要望のありました上築東集会所というものを今年度をもって廃止したいというふうに考えております。このため、羽幌町集会所条例の一部改正というものが必要となりますので、令和7年3月定例会での条例改正の提案を予定しているというところであります。また、これによって上築地区の集会所はもともと3つあったのですけれども、それが全て統合されて上築西集会所1か所に統合されるということとなります。

続いて、(2)の犯罪被害者支援制度（見舞金）の創設についてというものですけれども、これについては犯罪被害者等基本法というものによって、地方公共団体については犯罪被害者等の支援に関し施策を策定し、実施する責務を有するということとされておりまして、本町におきましては羽幌町安全で住みよいまちづくり条例というものが実はあって、その中で犯罪被害者への支援に係る規定根拠があるものとなります。平成21年に一部改正をして加えているというものです。また、令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画というものにおいて、警察庁は地方公共団体による見舞金制度等の導入促進を要請するということとされておりまして、それらも踏まえてこのたび羽幌警察署のほうから見舞金制度創設等の要請があったということで検討を行ってきたというところであります。犯罪被害者に対しては、国において給付金制度があるのですけれども、給付までに時間がかかるということなどから被害者の当面の生活費用等を見舞金として速やかに支給できるように支援制度を創設する自治体が道内でも出てきておりまして、このような動きを踏まえて本町においても警察署との今後の協議にもよるのですけれども、令和7年度から、もしくは可能であれば本年度内にも当該制度を開始することで犯罪被害者の生活再建を支援するということで、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の形成に寄与することとしたいというふうに考えているところであります。

なお、他市町村における見舞金の額というものの、例として遺族見舞金というものが30万円、重傷病見舞金で10万円とする例がほぼ全てそうなのですけれども、例が多くて、こうした事例を参考に本町においても先ほど申し上げました羽幌町安全で住みよいまちづくり条例を根拠に規則もしくは要綱等で見舞金制度の創設をしていきたいというふうに考えているところであります。2件目は以上です。

高野環境衛生係長 15:20～15:21

最後に、天売火葬場の廃止ということで、天売の火葬炉設備の資料を御覧いただきたいと思います。火葬炉の廃止ということで、天売の火葬炉につきましては昭和54年の施工から45年が経過しまして、老朽化等により修繕が見込まれる一方で、火葬については平成26年の5月以降、火葬の実績がなくて、今後同様の状態が続くものと思われます。火葬炉の設備につきましては、保守点検を実施しているので、使用は可能なのですが、実績及び今後の維持管理の経費を考えると施設の閉鎖を検討する必要があると考えております。今後天売島内の方を対象といたしましてパブリックコメントを行って意見を募集して最終判断をすることとしております。閉鎖した場合は、島内で亡くなられた方を島外で火葬を行うために必要な経費の一部を補助する羽幌町離島地区の霊柩輸送費等補助金について、今焼尻島の火葬炉廃止以降つくったのですが、それを天売島に住所を有する方も対象として要綱の改正を行うことを検討しております。補助の対象経費につきましては、ざっくりと書かれているとおりとなっております。

説明は以上です。

阿部委員長

それでは、3点目のその他について3つ説明いただきましたので、まず1つ目、(1)の集会所の廃止について、質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。よろしいですか。(なし。の声) それでは次に、(2)の犯罪被害者支援制度(見舞金)の創設について質疑に移りたいと思います。質問のある方は挙手にて。ないですか。

ー主な協議内容等(質疑)ー 15:21～15:31

磯野副委員長 この説明によると、犯罪被害者に対する国の給付金制度があるものの時間がかかるので、見舞金として当面の生活費を出すということです。これは、要するにダブるということで理解していいのですよね。両方もらえる。

富樫係長 重複して支給を受けられるというものです。

磯野副委員長 それについて、他町村でも30万円とか10万円とか出ているのですが、多分本町もこれ見習うのでしょうか、この見舞金に対して国などからの交付金とかというのはあるのですか、補助等。

富樫係長 それに伴う財源というのですかね。というものの補助だとか、そういった部分は現状はないというふうに理解しています。

阿部委員長 ほかがございせんか。(なし。の声) ないようでしたら、私のほうからも今磯野副委員長がおっしゃったことを聞きたかった部分あるのですけれども、早ければ今年度からということですので、遺族見舞金30万、重傷病見舞金10万ということで、合わせて幾らぐらいの予算を見込んでいるのか。

富樫係長 いつあるか分からないというものでもあるので、1件ずつ程度の予算化をする場合については備える予算かなというふうには考えておりますので、1件ずつ30万円と10万円という制度にした場合については40万円という予算をつける形となるかなと思っています。

阿部委員長 ほかがございせんか。ないですか。(なし。の声) なければ、次に天売火葬場の廃止について質問のある方、挙手にてお願いをいたします。

磯野副委員長 一番最後のほうの離島で補助金という、こちらへ運んだ場合の補助金ですけれども、1泊につき補助対象者に、同居の人に対して1泊につき5,000円という上限ということなのですけれども、この5,000円という判断根拠というのはどうなっていますか。

大平課長 うちのほうで、うちの課で使っている部分でいうとこれしかないのですけれども、全庁的な部分でいくといろんな部分、健診とか、そういうところに来たときの宿泊もたしか5,000円を上限という形がほぼほぼなっています。この当時、つくったときもそれがメインでしたので、それに合わせた形になっているというふうに思っています。

磯野副委員長 つくったときが何年なのか分からないですけれども、今はほぼほぼみんな上がってきているので、せっきくのこういう時期なので、見直したらいかがかなと思うのですけれども。

大平課長 貴重なご意見をいただきましたので、ちょっとこれを変えると、うちだ

けではなくて多分ほかのいろんなところも変えなければなりませんので、その辺関係する課と、あとは財政当局、あと理事者とその辺もちょっと話をしながら、その辺上げられるようであれば上げる形で、副委員長言われたとおり今いろんなものが上がっていますし、宿泊費も上がっていますので、ちょっとその辺そういうご意見もあったということを踏まえて、ちょっと上のほう、また財政当局と話をしてみたいと思います。

村田議長 今のに関連してなのですが、今後火葬をとり行うためということになると、例えばお寺だったり、それから葬儀屋さんを使ったりという中で、そこで泊まるという部分に関しては当然宿泊費という部分はカウントできないような気がするのですけれども、どういうときにこの宿泊代をお支払いするのか、まずそこから聞きたいと思います。

大平課長 基本的に今議長が言われたとおり、そういうお寺ですとか、そこに泊まる場合については基本的には経費がかかっていないので払いませんけれども、何らかの都合で泊まれないですとか、そういったときには持っておかないと、かかったのだけれどもと言われても出せませんので、そういった部分の予備的なものというふうに捉えておいていただければいいかなと。

村田議長 今の課長のお話からすると、お亡くなりになりました。本土に、こっちに搬送してきました。それこそ火葬を、すぐ葬式を挙げられない。そこに例えばどこかで1泊して、終わりました。天候が悪くて帰れません。2泊どころか、3泊も4泊もしなければならぬということも想定としては、天候のいい時期ばかりではない、冬の時期だと特にそういうことも起きるような気がしますし、総体的な今の対象経費という部分は、この天売、焼尻にもし火葬場があったら、そこでできるというのを想定しているわけですから、そこで普通にかかる経費はこっちでもかかっても仕方ないですけれども、こっち側に来てかかる経費という部分に関しては、やっぱり2泊でなくて、今言ったようにかかる可能性としてこうやって出ているのであれば、やっぱり天候悪くて帰れないとか来れないとか、来れないはいいのかな。帰れないだとか、こっちへ来てからなかなか葬式挙げられないとかということがあるので、もうちょっといろんな

状態を勘案して、もうちょっと来ることによってマイナスになる部分をきちんと見てあげるといふ形にしたほうが何か、今せつかくこうやって出ているので、見直しをしたほうがいいのかと思うのですけれども、今までにこの制度で補助対象になった人とかという中でそういうことがなかったのかどうなのか、ちょっと分かれば。

高野係長 実際、焼尻の火葬場を廃止した以降、焼尻島内で亡くなられてこちらの火葬場で火葬をするということで補助の申請をされた方1件だけなのです。それ以外は出ていなくて、そのときにはその要綱どおりの金額で支給を、補助決定をしたという形になります。

村田議長 それで、こちらでやった部分に関しては大体それで補えていると考えているのか。その辺の感触と言ったら変ですけれども、遺族側からは何もそういう、1件ですから、なかなかアンケートにもなりませんけれども、そういうクレーム的なことはなかったのかどうなのか、もしあれば。なければいい。

高野係長 実際、令和5年の2月に1件だけの申請になっているのですけれども、ちょっとまだかなり少ない申請であったものですから、その中身自体の意見までは分からないですけれども、そのときに請求されている補助の決定内容が海上輸送費のみとなっているので、恐らくお寺とかに泊まれたのかなというふうに思っております。

村田議長 今の説明で大体、一般的にいけば今言ったように輸送する部分が主ということとは分かりますし、最悪の場合も考えた中で、もし見直すことがあれば見直していただければと思います。終わります。

阿部委員長 ほかがございませんか。(なし。の声) なければ、1点だけ、天売島の火葬場を廃止するというので、今後天売島内の方を対象にパブリックコメントにおいて意見を募集し、最終判断ということですが、今議長からも質問あったように焼尻から輸送したということが1件だけということで、実際天売においても同じような形になってくるのかなと。どんどんこっちに、羽幌のほうに来られて亡くなっていく方というのが多く

なっているのかなとも思うのですけれども、今後パブリックコメントということですから、何かこれに対して現時点で天売島内の方とも話をしたりとか、そういったことでもし話をしたことがあるのであれば、お聞きしておきたいなと思います。

大平課長 ちょっと直接島民の方とという部分でいくと、今月の9日ですか。町政懇談会の離島の部分のをリモートで実施しています。そのときに、こういう考えがありますということで説明はさせていただいています。ただ、そのときについては特段出席された方からの質問等々はなかったという状況になっています。

阿部委員長 分かりました。これについても決まったら、また決まったで何かの場面で教えていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。ちなみに、この補助金額が分かれば、自分の勉強不足かもしれないですけれども、今年度って幾らぐらいついていたのか教えていただきたいと思います。

高野課長 すみません。ちょっと今予算のほうの資料を持ち合わせていません。すみません。

阿部委員長 また別な機会で教えていただきたいと思います。
ほかございませんか。(なし。の声) ないようですので、以上をもちまして文教厚生常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。